

銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一部を改正する法律案新旧対照表

○ 銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律（平成十三年法律第百三十一号）

改正案	現行
<p>(定款)</p> <p>第十九条 (略)</p> <p>2 前項第十一号に掲げる事項については、次に掲げる事由を解散事由として定めなければならない。</p> <p>一 平成三十九年三月三十一日の経過</p> <p>二 平成二十九年十月一日以後において、買い取った株式（これに準ずるものとして内閣府令・財務省令で定めるものを含む。第四十条を除き、以下この章において同じ。）<u>、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）</u>第二条第四項に規定する証券投資信託の受益権（以下この章において単に「受益権」という。）及び同条第十四項に規定する投資口（以下この章において単に「投資口」という。）をすべて処分したこと。</p> <p>3 (略)</p> <p>(会員からの株式の買取り等)</p> <p>第三十八条 第三十四条第一項第一号に規定する株式の買取り（第三十八条の四第一項の規定による買取りを除く。次項及び第四項にお</p>	<p>(定款)</p> <p>第十九条 (略)</p> <p>2 前項第十一号に掲げる事項については、次に掲げる事由を解散事由として定めなければならない。</p> <p>一 平成三十四年三月三十一日の経過</p> <p>二 平成二十四年十月一日以後において、買い取った株式（これに準ずるものとして内閣府令・財務省令で定めるものを含む。第四十条を除き、以下この章において同じ。）<u>、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）</u>第二条第四項に規定する証券投資信託の受益権（以下この章において単に「受益権」という。）及び同条第十四項に規定する投資口（以下この章において単に「投資口」という。）をすべて処分したこと。</p> <p>3 (略)</p> <p>(会員からの株式の買取り等)</p> <p>第三十八条 第三十四条第一項第一号に規定する株式の買取り（第三十八条の四第一項の規定による買取りを除く。次項及び第四項にお</p>

いて同じ。)及び第三十四条第一項第二号に規定する株式の売付けの媒介は、平成二十九年三月三十一日までに限り行うことができるものとする。

2 (略)

3 特別株式買取りは、当該特別株式買取りの申込みに係る株式が次の各号のいずれかに掲げる株式であることその他内閣府令・財務省令で定める要件を満たしている場合でなければ、行つてはならない。

一 (略)

二 優先株式(剰余金の配当及び残余財産の分配について優先的内容を有する株式をいう。以下同じ。)であつて、当該優先株式を発行した会社に対し、平成三十九年三月三十一日までの間で内閣府令・財務省令で定める日までに当該優先株式と引換えに当該会社が発行する前号に掲げる株式の交付を請求することができるもの(同号に掲げるものを除く。)

三 優先株式であつて、当該優先株式を発行した会社(第一号に掲げる株式を発行している会社に限る。)が、一定の事由が生じたことを条件として当該優先株式を平成三十九年三月三十一日までの間で内閣府令・財務省令で定める日までに取得することができるもの(当該優先株式と引換えに当該優先株式の発行価格以上の金銭が交付されるものに限り、第一号に掲げるものを除く。)

四 (略)

4 (略)

いて同じ。)及び第三十四条第一項第二号に規定する株式の売付けの媒介は、平成二十四年三月三十一日までに限り行うことができるものとする。

2 (略)

3 特別株式買取りは、当該特別株式買取りの申込みに係る株式が次の各号のいずれかに掲げる株式であることその他内閣府令・財務省令で定める要件を満たしている場合でなければ、行つてはならない。

一 (略)

二 優先株式(剰余金の配当及び残余財産の分配について優先的内容を有する株式をいう。以下同じ。)であつて、当該優先株式を発行した会社に対し、平成三十四年三月三十一日までの間で内閣府令・財務省令で定める日までに当該優先株式と引換えに当該会社が発行する前号に掲げる株式の交付を請求することができるもの(同号に掲げるものを除く。)

三 優先株式であつて、当該優先株式を発行した会社(第一号に掲げる株式を発行している会社に限る。)が、一定の事由が生じたことを条件として当該優先株式を平成三十四年三月三十一日までの間で内閣府令・財務省令で定める日までに取得することができるもの(当該優先株式と引換えに当該優先株式の発行価格以上の金銭が交付されるものに限り、第一号に掲げるものを除く。)

四 (略)

4 (略)

(発行会社からの株式の買取り)

第三十八条の二 第三十四条第一項第三号に規定する株式の買取り(次条第一項の規定による買取りを除く。次項及び第四項において同じ。)は、平成二十九年三月三十一日までに限り行うことができるものとする。

2 (略)

3 発行会社株式買取りは、当該発行会社株式買取りの申込みに係る株式が次の各号のいずれかに掲げる株式であることその他内閣府令・財務省令で定める要件を満たしている場合でなければ、行つてはならない。

一 (略)

二 優先株式であつて、当該優先株式を発行した会社に対し、平成三十九年三月三十一日までの間で内閣府令・財務省令で定める日までに当該優先株式と引換えに当該会社が発行する前号に掲げる株式の交付を請求することができるもの(同号に掲げるものを除く。)

三 優先株式であつて、当該優先株式を発行した会社(第一号に掲げる株式を発行している会社に限る。)が、一定の事由が生じたことを条件として当該優先株式を平成三十九年三月三十一日までの間で内閣府令・財務省令で定める日までに取得することができるもの(当該優先株式と引換えに当該優先株式の発行価格以上の金銭が交付されるものに限り、第一号に掲げるものを除く。)

(発行会社からの株式の買取り)

第三十八条の二 第三十四条第一項第三号に規定する株式の買取り(次条第一項の規定による買取りを除く。次項及び第四項において同じ。)は、平成二十四年三月三十一日までに限り行うことができるものとする。

2 (略)

3 発行会社株式買取りは、当該発行会社株式買取りの申込みに係る株式が次の各号のいずれかに掲げる株式であることその他内閣府令・財務省令で定める要件を満たしている場合でなければ、行つてはならない。

一 (略)

二 優先株式であつて、当該優先株式を発行した会社に対し、平成三十四年三月三十一日までの間で内閣府令・財務省令で定める日までに当該優先株式と引換えに当該会社が発行する前号に掲げる株式の交付を請求することができるもの(同号に掲げるものを除く。)

三 優先株式であつて、当該優先株式を発行した会社(第一号に掲げる株式を発行している会社に限る。)が、一定の事由が生じたことを条件として当該優先株式を平成三十四年三月三十一日までの間で内閣府令・財務省令で定める日までに取得することができるもの(当該優先株式と引換えに当該優先株式の発行価格以上の金銭が交付されるものに限り、第一号に掲げるものを除く。)

<p>4 (略)</p> <p>(会員からの受益権の買取り)</p> <p>第三十八条の五 第三十四条第一項第四号に規定する受益権の買取りは、平成二十九年三月三十一日までに限り行うことができるものとする。</p> <p>2 4 (略)</p> <p>(会員からの投資口の買取り)</p> <p>第三十八条の六 第三十四条第一項第五号に規定する投資口の買取りは、平成二十九年三月三十一日までに限り行うことができるものとする。</p> <p>2 4 (略)</p> <p>(特別勘定の廃止)</p> <p>第四十九条 機構は、平成二十九年十月一日以後において、特別株式買取り、発行会社株式買取り、受益権の買取り及び投資口の買取りとして買い取った対象株式等をすべて処分したときは、前条第一項第二号に掲げる業務に係る勘定(次項において「特別勘定」という。)を廃止するものとする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>4 (略)</p> <p>(会員からの受益権の買取り)</p> <p>第三十八条の五 第三十四条第一項第四号に規定する受益権の買取りは、平成二十四年三月三十一日までに限り行うことができるものとする。</p> <p>2 4 (略)</p> <p>(会員からの投資口の買取り)</p> <p>第三十八条の六 第三十四条第一項第五号に規定する投資口の買取りは、平成二十四年三月三十一日までに限り行うことができるものとする。</p> <p>2 4 (略)</p> <p>(特別勘定の廃止)</p> <p>第四十九条 機構は、平成二十四年十月一日以後において、特別株式買取り、発行会社株式買取り、受益権の買取り及び投資口の買取りとして買い取った対象株式等をすべて処分したときは、前条第一項第二号に掲げる業務に係る勘定(次項において「特別勘定」という。)を廃止するものとする。</p> <p>2 (略)</p>
--	--